

## 第8節 中高層建築物災害予防計画

中高層建築物災害予防計画

消防本部  
 ガス事業者

警察

### 【基本方針】

中高層建築物の所有者、管理者、占有者(以下「所有者等」という。)、建築行政機関、消防機関及び警察等は、次に掲げる各事項の推進を図り、もって高層建築物等における災害を未然に防止するものとする。なお、高層建築物とは高さが31mを超える建築物をいう(消防法第8条の2)。

### 【現況】

本市には3階建て以上の中高層建築物は多数あるが、このうちで高層建築物に該当する建物が11箇所存在する。なお、中高層火災に対応するため平成18年には「30m級はしご付消防自動車」が配備されている。

### 【計画目標】

#### 1. 関係機関の対策

##### (1) 市

市は、県が主体となって行う以下の予防対策に協力することによって、中高層建築物等における災害を未然に防止するよう努める。

- 1) 防火避難施設の点検整備や内装等建築材料の不燃化等に関する所有者への指導の強化
- 2) 建築基準法の規定に基づく査察により、中高層建築物の構造設備等の設置及び維持状況を点検するとともに、違法な状態にあるものについては、その所有者に対し、必要な改善を行わせ、またはその設備の使用禁止等の必要な措置を命じ、災害の予防に万全を期する。

##### (2) 消防本部

###### 1) 所有者等に対する指導の強化

次に掲げる事項について、重点的な指導を行う。

###### ア. 防火管理体制の強化及び消防用設備等の点検整備

- ① 消防計画の整備充実
- ② 自衛消防組織の整備充実
- ③ 防火管理者、火元責任者等の防火に関する知識の向上
- ④ 共同防火管理体制の確立
- ⑤ 消防用設備等、火気使用設備及び器具の点検整備
- ⑥ 工事中における従事者への監督強化と防災のための計画の協議
- ⑦ 収容人員の管理

- ⑧ 非常用進入口の確保
- ⑨ 照明設備等の落下、倒壊の防止措置の徹底
- ⑩ その他防災上必要な事項

イ. 非常用通信設備の整備充実

施設内の非常通信設備及び消防機関等への通信設備の整備充実を図る。

ウ. 管理者の責務

利用者に対し、平常時から非常出口、非常階段、避難設備の設置場所等の周知に努めるとともに、非常時に利用者が効果的に避難できる情報及びその伝達方法の確立に努める。また、従業員に対して消防計画の周知徹底を図り、所要の訓練を行って利用者の避難誘導體制に万全を期する。

2) 査察の強化

消防法の規定に基づく査察を強化し、消防用設備等の設置、維持状況及び防火管理の適否について検査を行い、消防関係法令の規定に適合しないもの及び火災が発生した場合に人命に危険があると認められるものについては、その所有者等に対し必要な改善を行わせ、またはその施設の使用停止等の必要な措置を命じ、災害の予防に万全を期する。

3) ガス事業者との連携強化

ガス事業者との連絡通報体制、出動体制及び現場における連携体制等その強化に努める。

4) 消防施設の整備、充実

中高層建築物等の災害に対処するため「消防力の整備指針」及び各地域の実情に基づき消防施設の整備、充実に努める。

(3) 警察

中高層建築物等の災害の特殊性に鑑み、消防機関と緊密な連携を図り、災害防止の観点から所有者等に対し指導助言を行う。

(4) ガス事業者

中高層建築物等には、次の安全設備の普及促進を図る。

- 1) 緊急時には操作が容易な位置に、ガス遮断装置を設置する。
- 2) ガスメーターは、異常時自動遮断機能を有するマイコンメーターを取り付ける。
- 3) ガス栓は、ヒューズガス栓またはねじガス栓を使用する。
- 4) 燃焼器は金属可とう管、両端に迅速継手の付いたゴム管、または強化ガスホースでガス栓と接続する。

(5) 所有者等

関係機関の指導に基づき、次の事項について積極的に推進する。

1) 防火避難施設の点検整備

ア. 耐火構造、防火構造及び防火区画の点検整備

イ. 内装等建築材料の不燃化及び内装制限

ウ. 避難施設等(階段、通路、避難橋、出入口、排煙設備、非常用の照明装置及び非常用の進入口)の点検整備

エ. 非常用昇降機の点検整備

2) 防火管理体制の強化及び消防用設備等の点検整備

ア. 消防計画の整備充実

イ. 自衛消防組織の整備充実

ウ. 防火管理者、火元責任者等の防火に関する知識の向上

エ. 共同防火管理体制の確立

オ. 消防用設備等、火気使用設備及び器具の点検整備

カ. 工事中における従事者への監督強化と防災のための計画の協議

キ. 収容人員の管理

ク. 非常用出入口の確保

ケ. 照明設備等の落下、倒壊の防止措置の徹底

コ. その他防災上必要な事項

3) 非常用通信設備の整備充実

施設内の非常通信設備及び消防機関等への通信設備の整備充実を図る。

4) 利用者に対する責務

利用者に対し、平常時から非常出口、非常階段、避難設備の設置場所等の周知に努めるとともに、非常時に利用者が効果的に避難できる情報及びその伝達方法の確立に努める。また、従業員に対して消防計画の周知徹底を図り、所要の訓練を行って利用者の避難誘導體制に万全を期する。

5) 安全性の確保

中高層建築物の特殊性、危険性に鑑み、次のような構造の改善、規模の適正化等施設自体の安全性の向上に努める。

ア. バルコニーの設置

イ. 防火区画の適正化

ウ. 全体規模の限定

エ. 外壁材、外装材、窓ガラス等の落下防止装置

オ. その他安全性を高める措置

## 2. 各種研究の実施

市、消防機関、警察及びその他防災関係機関並びに所有者等は、中高層建築物の災害発生防止及び被害の軽減を図るため、実態調査結果及び過去における災害の経験をもとにして、各機関がそれぞれの立場において次の事項について研究を実施するよう努め、中高層建築物の総合的、計画的な防災体制の整備充実を図る。

1) 建築防災技術、建築構造設備に関すること。

2) 消防技術、消防用施設及び消防用設備に関すること。

3) 避難計画及び誘導體制に関すること。

4) 災害時における群集心理に関すること。

5) 排煙技術その他災害の防止に関すること。